

公 示 送 達 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び安城市税条例（昭和44年条例第19号）第20条の規定により、次の書類を公示送達します。この書類は、次の保管場所にて保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

なお、公示をした日から起算して7日を経過したときは、この書類の送達があったものとみなされます。

令和8年8月12日

安城市長 三星 元 人

送 達 す べ き 書 類	
名 称	令和6年度市民税・県民税・森林環境税随2期督促状 令和7年度市民税・県民税・森林環境税第2期から第4期までの督促状
保管場所	安城市役所総務部納税課
送達を受けるべき者の氏名又は名称	
ASSAKAWA CELSO YOSHIO	